

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 6 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800014 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800051 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（平成 17 年に B 社に名称変更。以下「A 社」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から平成 21 年 10 月まで

A 社より、C 地区で D ホテルを経営することになったので働いてほしいという依頼があり、同ホテルが開業する 2 年ほど前から同社に勤務した。

在籍は A 社で給与は同社から支給されており、給与明細書は D ホテルに勤務した当初の 2、3 か月分しか受け取らなかったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思う。年金記録を確認したところ、請求期間における厚生年金保険被保険者としての記録がなかったため、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、D ホテルが開業する 2 年ほど前から A 社に勤務したと主張しているところ、請求者から提出された E 法人 C 地区観光協会発行の理事在任期間に係る証明書の記載（「所属団体 F 期間 平成 17 年 5 月 16 日～平成 22 年 5 月 26 日」）、同ホテルの現地法人である G 社に係る商業登記簿謄本の閉鎖事項全部証明書、請求者に A 社で勤務することを依頼したとする元事業主の陳述及び同ホテルの元従業員を含む複数の同僚の陳述により、同ホテルが平成 15 年に開業したこと及び請求者が概ね平成 13 年頃から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、上述のとおり、A 社の元事業主は、請求者が同社で勤務を開始したのは D ホテルが開業する平成 15 年の概ね 2 年前である旨の陳述をしており、同僚からは、これより前の期間における請求者の勤務実態については陳述が得られないことから、請求期間のうち、平成 13 年より前の期間については、請求者が同社に勤務していたことを推認することはできない。

また、請求者は、A 社に在籍していた期間について、国民健康保険に加入していたと陳述しているところ、H 市及び C 町からの回答により、記録が保存されている平成 14 年 12 月から平

成 22 年 4 月までの期間において、請求者が国民健康保険に加入していることが確認できるほか、同社が平成 18 年 11 月より加入していた I 健康保険組合からの回答によると、同組合に請求者の加入記録はない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間内である平成 20 年 9 月 1 日付けで、請求者に昭和 39 年 4 月 1 日から昭和 52 年 7 月 1 日までの期間及び昭和 59 年 8 月 1 日から昭和 61 年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間（計 181 か月）に係る脱退手当金が支給決定されていることから、当該脱退手当金の請求時において、請求者は、厚生年金保険の被保険者ではなかったこと及び老齢年金の受給に必要な被保険者期間を有していなかったことが確認できる。

加えて、請求者は給与明細書を保管していないほか、J 銀行 C 支店から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求期間の一部に A 社の関連事業所から定期的に入金があることは確認できるものの、当該明細表からは請求者の請求期間に係る A 社からの給与の支払状況及び給与からの厚生年金保険料控除は推定できず、元事業主及び同社の取締役は、請求者の給与からの保険料控除については確認できる資料がなく不明と回答しており、このほかにも請求者の請求期間に係る給与からの保険料控除について確認できる資料はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。